

カジノ差止め訴訟の現状と展望

学習会に
ご参加を!

賃料鑑定「談合」許さない！新たな住民監査請求を！

<裁判闘争の経過>

- ① 2023年4月3日、カジノ用地の賃料が不当に安いため、契約の差止めを求めて市民10人が提訴。大阪地裁は“先行訴訟”（2022年7月に市民5名が提訴）との合同審理を決定。裁判は本年7月26日で7回目を数えます。
- ② 2023年4月14日、国が大阪カジノ計画を「認定」、同9月28日に大阪府・大阪市とカジノ事業者が「実施協定」などを締結しました。
- ③ 本年2月27日、②を踏まえ、裁判の請求趣旨を「土地を引き渡してはならない」「登記手続きをしてはならない」に変更。
- ④ 今後、IRの本格工事着工前にカジノ事業者へ土地の引き渡しが行われるならば、その取り消しを求めます。

<格安賃料の損害解消へ 新たな住民監査請求を！>

- 大阪市と不動産鑑定業者による「官製談合」（格安賃料にするため）が明らかになり、不当な鑑定を行った鑑定業者と鑑定士への懲戒請求を行いました。
- さらに、「格安賃料」によって市民が被る多大な損害額の支払いを松井前市長などに求める第二次の住民監査請求を行います。大阪市民のみなさん、積極的にご参加ください。

とき：8月27日（火）18:30～
ところ：大阪グリーン会館2階ホール



ZOOM 情報

<https://us06web.zoom.us/j/84537101786?pwd=ZxoOnX9G9mlwTiCHjBsU3SraVDrLdc.1>

ミーティング ID: 845 3710 1786 パスコード: 050774

※ 資料の事前送付を希望される方は、下記アドレスへ申し込んで下さい。

主催：カジノ格安賃料差止訴訟を支える会

casino712stop@gmail.com

☎ 06-6358-9439 ➡ 090-9264-1333